

出版助成事業募集要項

1. 趣旨

この助成制度は、出版助成に関し必要な事項を定めるものであり、本学の教員又は大学院博士後期課程在学者の著作物（翻訳物も含む。）に対し出版助成をすることにより、本学における教育研究活動の活性化を推進し、研究成果の社会への還元に資することを目的とする。

2. 対象

（1）助成対象者

本学の専任教員（特任教員、外国人教員を含む。以下同じ。）又は大学院博士後期課程在学者（正規生に限る者とし、休学者を除く。以下「学生」という。）

（2）助成対象出版物

専任教員及び学生が今後刊行する著作物で次に掲げる研究のうち、「完成した原稿」が提出可能であり、審査後確実に出版されるものであり、かつ、原則2027年3月末日までに納品が可能なもの。

※「完成した原稿」とは、出版社等へ原稿を渡して組版等の作業に取りかかれる状態の原稿をいう。

○本学の専任教員又は学生による学術専門研究

○共同研究（共著）の場合、申請者が代表者（編者又は主たる執筆者）であり、かつ本学教職員・学生が共同研究者（共著者）の過半数を占めている研究

○顕著な成果をあげた（或いはあげる可能性がある）と認められる研究

（3）その他

申請は当該年度1回限りとし、採択された者は、採択年度後2年間は申請できない。

なお、申請する出版物は他の財団から助成を受けていても申請が可能とする。

3. 助成の総額

助成件数は原則1件とし、100万円を上限に助成金を支給する。

ただし、他の財団から助成を受けている場合は、その助成額と本助成制度による助成額を合算した総額が、出版に要する金額を上回って支給するものではない。

4. 採択に伴う契約及び支払方法

★本助成金以外の公費（個人研究費等）支出がない場合

○契約方法：採択者及び出版社等の二者契約

○支払方法：採択者が出版社等に支払った後、本学から採択者指定口座に助成額を入金

★本助成金以外の公費（個人研究費等）支出がある場合

○契約方法：採択者、出版社等及び本学の三者契約

○支払方法：本学から直接出版社に支払い

5. 申請手続き

（1）提出書類

■申請時

○申請書（所定様式1）

○出版計画書（所定様式2）

○完成した原稿（写）

○出版社等からの見積書又はそれに代わる書類

■採択・刊行後

★本助成金以外の公費（個人研究費等）支出がない場合

- 契約書又はそれに代わる書類
- 出版する刊行物 1部
- 契約金額を支払ったことを証する書類（領収書等）
- 振込先銀行口座届

★本助成金以外の公費（個人研究費等）支出がある場合

- 出版する刊行物 1部

（2）提出期限

2026年5月8日（金）

（3）提出先

| 所属部局 | 提出先（担当係） |
|---|----------------------|
| 教育学部、教育学研究科 | 教育学部企画係 |
| 経済学部 経済学研究科 D S 学部 D S・A I イノベーション研究 推進センター | 経済・D S 学部共通事務部総務・企画係 |
| 保健管理センター | 学生支援課学生支援係 |
| 情報機構 | 図書情報課総務係 |
| 教育・学生支援機構 | 学務課総務係 |
| 研究推進機構 | 研究・产学連携推進課研究推進係 |
| 产学公連携推進機構 | 研究・产学連携推進課产学公連携推進係 |
| 国際交流機構 | 国際交流課国際交流係 |

（4）交付決定

2026年6～7月（予定）※学長裁量経費予算措置後

6. 申請に関する確認事項

刊行にあたっては、「国立大学法人滋賀大学出版助成制度」の助成を受けて刊行した旨を付記すること。

7. 審査方法

採択の可否は、審査委員会を設置し、出版原稿を3名の審査者に審査依頼し、その所見にもとづいて審査委員会において審査・決定する。

若手の本学専任教員（年度末において45歳未満）、又は直近3か年度において、出産・育児及び介護に携わり研究に支障を来たした本学専任教員の申請については、審査過程で加点の対象とする。

8. 義務

出版する刊行物は、刊行後速やかにその1部を滋賀大学に提出し、また5部を滋賀大学附属図書館に寄贈すること。

9. その他

本事業の助成金を受けて刊行する著作物に係る印税の取扱いは、紙媒体・電子媒体を問わず「無印税」とし、一切の利益が生じないようにすること。

なお、助成金を受けて刊行した当初の予定冊数についての販売が終了し、更に増刷する

必要が生じた場合も同様とする。

10. 報告書の提出

(1) 提出書類・提出期限

出版助成事業成果報告書

2027年3月31日 (水)

(2) 提出先

研究・产学連携推進課研究推進係